

令和7年 第3回須賀川市農業委員会総会議事録

令和7年3回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和7年3月5日（水）
- 2 招集通知日 令和7年3月5日（水）
- 3 招集日時 令和7年3月21日（金）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 0名

- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 8名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
西袋	小枝 啓一	小塩江	西間木廣幸	仁井田	島木 登	大東	安藤 幸雄
長沼	遠藤 広光	長沼	森田 正樹	岩瀬	中原 利保		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 1名（矢部推進委員）

- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局長	岡田 充生
	農政係長	吉田 奈津子
	農地係長	有我 宏和
	主任	鈴木 貴紀
経済環境部農政課	主査	荒牧 貴浩
	主事	増田 佳祐

- 10 議案

議案第9号 須賀川市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について

- 議案第10号 農用地利用集積計画について
議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について
議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について
議案第13号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について
議案第14号 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積について
議案第15号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
議案第16号 須賀川農業振興地域整備計画の変更について
報告第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について
報告第4号 農地改良行為工事のための届出書の受理について
報告第5号 農業委員会における食農教育活動について
報告第6号 令和7年度須賀川市農業委員会活動予定表について

11 その他

- 12 開 会 (午後1時30分)
13 挨 捶 農業委員会 会長 和田 博文
14 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長に和田博文農業委員会会长が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第6条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号5番 五十嵐一農業委員と6番 渡邊聖一農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後3時)

須賀川市農業委員会会长は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和7年3月21日

須賀川市農業委員会

会長（議長） 和田 博文

議事録署名農業委員 五十嵐 一

議事録署名農業委員 渡邊 聖一

<別 紙> 審 議 内 容

令和7年 第3回総会

令和7年3月21日（金）

議 長 それでは、只今から議事に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、追加等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事 務 局 本日、議案第16号として、「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」を追加願います。

議 長 それでは、議事に入ります。

議案第9号「須賀川市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 吉田係長 説明

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、本議案については、岩瀬地区で1名欠員である農地利用最適化推進委員について、1名の候補者とのことでありますので、選考委員会を設置せず、本総会において直接委嘱の可否を審議することとしたいたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長 异議なしと認めます。それでは審議を進めます。

只今、事務局から説明がありました審査票のとおり、1名が欠員となっている岩瀬地区の農地利用最適化推進委員として齊藤正人氏を委嘱することについてご質問、ご意見ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それではお諮りいたします。議案第9号「須賀川市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 异議なしと認め、議案第9号「須賀川市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について」は議決、決定し委嘱することとなります。なお、専門委員会については、欠員となっている農政委員会に所属することとなります。

議 長 それでは、議事を進めます。議案第10号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 吉田係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議 長 只今の説明について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第10号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第10号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第11号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 吉田係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議長 只今の説明について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。議案第11号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第11号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題としますが農業委員2名の自己案件がありますので、「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により、各委員に退席を求め、先に審議いたします。

はじめに受理番号17を審議しますので、渡邊農業委員に退席を求めます。

(渡邊農業委員退席)

議長 それでは、受理番号17について事務局より説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は担当した最適化推進委員からお願いいたします。

中原推進委員 受理番号第17号についてご説明申し上げます。

3月8日に譲受人の自宅にて聞き取り調査を行いました。今回の案件は譲渡人の農地を譲受人が借り受けるものです。この農地は30年以上前から知人に貸していた農地ですが、その知人が高齢のため継続が難しくなり、譲受

人に依頼がありました。譲渡人の農地は譲受人の農地と同じ地区にあり、譲受人と譲渡人は遠縁にあたります。賃借料はお互いに話し合い、決定いたしました。許可上問題ないと思いますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長　只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長　それでは、お諮りいたします。受理番号17に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長　異議なしと認め、受理番号17については議決し、決定することといたします。ここで渡邊農業委員の復席を求めます。

(渡邊農業委員復席)

議長　次に受理番号20及び21を審議しますので、五十嵐委員退席を求めます。

(五十嵐委員退席)

議長　それでは、受理番号20及び21について事務局より説明を求めます。

事務局　有我係長　説明。

議長　続いて、受理番号20及び21について調査委員の説明を求めます。説明は担当した最適化推進委員からお願ひします。

森田推進委員　先日、五十嵐委員と現地調査をしてきました。譲渡人は離農するとのことで譲受人に耕作を頼みに来たそうです。現地を調査したら、隣接しており便利の良いところでありますので、問題ないと思います。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長　只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長　それでは、お諮りいたします。受理番号20及び21に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長　異議なしと認め、受理番号20及び21については議決し、決定することといたします。ここで五十嵐農業委員の復席を求めます。

(五十嵐農業委員復席)

議長　では、改めて受理番号13から、事務局より説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は担当した最適化推進委員からお願いします。

小枝推進委員 受理番号13についてご説明いたします。3月9日に吉田農業委員と譲受人、譲渡人から説明を受けてきました。この土地は長年譲受人の親族が耕作していました。耕作者所有のビニールハウスがたててあります。空いている部分は野菜を栽培してきました。譲渡人が高齢のため譲受人に土地購入の話がまいりました。そのため譲受人が購入するということになりました。購入価格については両者納得しております。許可上、特に問題ないと思われますが委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第14、15号を遠藤推進委員お願ひいたします。

遠藤推進委員 受理番号第14及び15号についてご説明申し上げます。

まず14号についてですが、譲渡人の土地は基盤整備が行われる前から何十年も譲受人に貸していました。そのため譲ってもよいという話が以前からありました。譲渡人も高齢であり田の管理も難しいことから所有権移転ということになりました。金額も双方で決めたものであり問題ないかと思います。続いて15号についてご説明します。譲受人と譲渡人は親子関係です。隣接している土地も譲受人の持ち物で何ら問題ないかと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第16号を安藤推進委員お願ひします。

安藤推進委員 受理番号16号についてご説明申し上げます。

3月8日、関根委員と現地調査をしてきました。譲渡人の田畠は譲受人の田畠の近くにあり、譲受人は以前から譲渡人の田畠を借用して耕作してきました。今回譲渡人より正式に今後農業はやらないと申し立てられて今回の流れとなりました。譲受人は施設や機械を所有しており、許可上問題ないものと思われます。金額についても双方納得しており許可上問題ないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第18、19号を佐藤農業委員お願ひします。

佐藤農業委員 受理番号18、19号についてご説明申し上げます。

18、19号に関しましては譲渡人が同一であります、申請理由も同一でありますので一緒に説明させていただきます。譲渡人は仙台にお住まい

で、今回の3筆に関しましては財産整理をしておきたいとのことで、それぞれ贈与と売買ということになりました。18号に関しましては、譲受人の妻が該当農地の近くに嫁いでおりまして、現在使っている家庭菜園と一緒に使用するということで贈与するということになったようです。19号に関しましては該当農地を譲受人の祖父が20年以上耕作してまいりました。今回売買を持ちかけ、金額についても双方納得しており許可上問題ないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第22、23号を安藤推進委員お願ひします。

安藤推進委員 受理番号22号についてご説明申し上げます。

3月8日に関根農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は実家の畠を相続したが、市外在住であり農業をしておらず実家周辺では農業をできないため売買を希望していたところ、譲受人が購入を希望したため、今回の売買となりました。価格につきましては行政書士法人の助言をもとに決めた金額であり、双方が納得して決めているものなので問題ないと思います。また、譲受人は農業に必要な施設等を所有しております、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

続きまして23号について説明します。3月8日関根委員と現地調査をしてきました。譲渡人と譲受人は同地区内在住です。譲渡人は相続人がいないということで、譲受人の農地の近くにある農地について司法書士と話し合いをした結果、贈与ということになりました。譲受人は農業に必要な施設等を所有しております、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 続いて、受理番号第24号を西間木推進委員お願ひします。

西間木推進委員 受理番号24号についてご説明申し上げます。

現地は橋本農業委員と確認してきました。譲渡人は2筆を1枚の田として耕作してきました。この田は水持ちが悪く立木がありまして良い条件ではないため、10年程前から保全管理をしてきました。譲受人の屋敷継ぎになるため譲受人からの希望で売買が決まったということです。価格については両者で決めたもので問題ないと思います。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 続いて、受理番号第25号を島木推進委員お願いします。

島木推進委員 受理番号25号についてご説明申し上げます。

3月11日に根本農業委員、森合農業委員と一緒に現地調査を行いました。

譲渡人は病気があるため持っている土地を整理しております。現地は譲受人が長年耕作している土地で売買がまとまりました。譲受人は後継者も農業に従事しております。土地の価格も互いの話合いで決めたので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することいたします。

次に、議案第13号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木主任 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号3号を西間木推進委員お願いいたします。

西間木推進委員 受理番号3号について説明申し上げます。

橋本農業委員、事務局と現地調査を行いました。この土地は自宅から遠く、面積も小さいことと、窪地になり進入路もないため、取得後荒らしてしまったということです。高齢になり後継者もいないことから非農地にすることを決めたということです。許可上問題ないかと思いますが委員の皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第13号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第13号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」は許可することを議決し、決定することいたします。

次に、議案第14号「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木主任 説明

議長 続いて、本件につきましては、3月12日に開催いたしました常任委員会において、議論がなされておりますので常任委員会副委員長から経緯等についての説明をお願いします。

松川職代 只今、事務局より説明がありました案件につきましては、国が定める農地利用最適化推進活動の一環として農業委員会として取り組む活動の一つとなっております。議案の内容については3月12日に開催しました常任委員会で審議を行った結果、妥当なものであり、今回議案として提案することを全会一致で承認したものであります。本件につきまして、委員の皆さんにご報告するとともにご審議くださるようよろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第14号「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第14号「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積について」を議決し、決定することといたします。

次に、議案第15号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木主任 説明

議長 続いて、本件につきましても、3月12日に開催しました常任委員会において、議論がなされておりますので常任委員会副委員長から経緯等についての説明をお願いします。

松川職代 只今、事務局より説明がありましたとおり3月12日に開催しました常任委員会で審議いたしました。事務局が作成した案につきまして常任委員会で審議した結果、妥当なものであり今回議案として提案することを全会一致で承認いたしました。本件につきまして、委員の皆さんにご報告するとともにご審議くださるようよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第15号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第15号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議決し、決定することといたします。

次に、議案第16号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 概略説明

農政課荒牧主査 説明

議長 ここで、本件につきましては、3月7日に開催いたしました農地委員会の会議において、議論がなされておりますので農地委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

根本委員長 只今、事務局より説明がありましたとおり「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」ということで3月7日に第1回目の農地委員会を開催しました。法的にも要件を満たしており、適正と判断いたしまして全会一致で承認したものであります。委員の皆さんのご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第16号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第16号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について

て」議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」 1件です。

報告第4号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 2件です。

報告第5号「農業委員会における食農教育活動について」

報告第6号「令和7年度須賀川市農業委員会活動予定表について」

は事務局より説明があります。

事務局 鈴木主任、吉田係長 説明

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他 皆さんから何かございませんか。

議長 他になければ、これにて令和7年第3回須賀川市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、お疲れ様でした。